



国が米軍新基地建設に向けた工事に着手した沖縄県名護市辺野古では、市民らが連日、工事資材の搬入を阻むための座り込みや海上からの抗議行動に非暴力で取り組んでいます。工事を力づくで強行しようとする国側との攻防も激しくなっています。名護平和委員会の上野和昌さんのレポートです。

名護平和委員会 上野和昌さん

辺野古への新基地建設に反対する名護市の共同組織「へり基地反対協」の呼びかけを受けて、やんばる統

一連に加担する名護平和員会は連日、キャンプ・シュワブのゲート前、そして海上での抗議行動に参加しています。

私も、ゲート前のアスファルトの歩道に座り込みするために黙々と座り込んでいます。午前中だけでも腕は真っ黒です。

子をかぶり、小さな腰掛に座り、手に水を持って歩道に座ります。照り返しも強くてたいへんですが、辺野古の海を守る決意を胸に、基地建設反対の意思を表明するために黙々と座り込んでいます。午前中だけでも腕は真っ黒です。

平和新聞 (2014年8月4日号)より

市民の抗議を威圧

全国からの応援を

海上では、「平和丸」が大活躍です。船長の仲本興真さんは連日、監視行動をしながら、マスコミ関係者も乗せて船を出し、工事の状況、防衛局の姑息で横暴も兼ねて船を出し、国民に明らかになっています。

「定員オーバー」の疑いがあって、船長の仲本興真さんに対して「事情聴取」を行いました。海上保安庁はやり口には、安倍内閣の焦りを感じます。

このように、沖縄では、どれ一つとして手を抜くことができない闘いが連日行われています。

プカプカ隊(浮き輪)つかで伝えてください。まっつて海に浮かぶ。そのほか、稲嶺与党全議員連名の応援や高江での座り込みなど、あなたにできることはありますか？

【平和丸基金にカンパ】 琉球銀行大宮支店 (普通) 5782299へ イワマルキキндаイビョウ ナカモトコウシン

10の心得

納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身につけよう

1 自主申告は権利



自主申告こそ納税者の基本的な権利です (国税通則法16条)

2 相手の身分確認を



税務署員の身分証明書(写真付)・質問検査章を出させて相手の身分を確認すること (国税通則法74条13)

3 不都合なら断りを



事前通知を行うことが法定化されました。調査の日時、調査の場所について都合の悪いときは日を改めさせることができます。事前通知のない調査のときはその理由を確認すること (国税通則法74条9、憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針)

4 信頼できる立会人を



納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立会いの上ですめること。「立会理由の青色取消は不当」(春日裁判・東京高裁判決 1993年2月23日に確定)

5 調査理由を確かめよう



どんな理由で何の調査で来たのか理由を確かめること。「調査理由を開示すること」(憲法13条・31条。第72回国会で請願採択 1974年6月3日)

6 調査は目的の範囲に



調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」(憲法13条・31条。国税庁の税務運営方針)

7 承諾なしの侵入は違法



納税者の承諾なしに工場や店内に入るとは違法です。事務所、工場、店内、まして自宅で一人歩きなどさせないこと「命令状なしで侵入、捜査及び押収を受けることは権利」(憲法35条・住居の不可侵)

8 勝手な取調べは違法



検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあげたりする調査は違法。(北村人権裁判・大阪高裁判決。1988年3月19日に確定) また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさせないこと

9 承諾なしの反面調査は断る



納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限って行う」(国税庁の税務運営方針)

10 印鑑は命



印鑑は命。税務署員に「押印」を求められた場合、修正申告書に限らずどんな書類(聴取書など)でもその場ですぐ押さず、よく考えてからにすること(公務員の職権乱用罪・刑法193条)

